

(事例79) 45歳男性、事務作業、糖尿病コントロール不良のため海外赴任禁止

類型	症候	疾患
1、3、4	1. 高血糖	9. 糖尿病

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 45歳男性 既往歴なし</p> <p>2) 業種、作業内容 事務作業、管理職</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など HbA1c 高値 (JDS11.5)</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 海外赴任禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>5年間、9回にわたる保健師・産業医指導、上司への勧告にても受診せず、徐々に HbA1c 悪化。健康診断も再三の受診勧告にて 4・5 ヶ月遅れて受診する状態。 本社から海外赴任 (米国) の打診があり、箇所の産業医として未受診状態では禁止と判断。本社指示にて治療開始。HbA1c の安定と合併症の精査を確認して渡航許可した (3 ヶ月後)。以降一定の値を超えたら、どの職位であっても上司・人事報告すること、就業制限ある事が明文化された。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>3 健康管理を促進するため (受診、治療を強く進めるため)</p> <p>4 職場や企業への注意を促すため (例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい。</p> <p>+ 職位が高く、上司・人事への報告、就業制限が慎重になった。</p> <p>+ 本人の自覚症状がなく、多忙にて受診に抵抗された。</p>		